



社会福祉法人つるかわ学園
 つるかわ学園を支える会
 ☎195-0051
 東京都町田市真光寺町
 186番地
 TEL (042) 735-2220
 FAX (042) 736-6374
 HP:tsurukawa-gakuen.com

そよ風のように 今を生きるために

社会福祉法人つるかわ学園

理事長 廣本 肇

この年のテーマは、制度だけでは解決できない課題が増えていきます「今こそ社会福祉法人がその力を発揮するとき」です。

今までの多くは国・東京都から補助金を受け、あるいは借入金をして財源を整え、例えば施設整備計画の事業資格を持つ窓口、受け皿の都合的な法人としての機能が評価されてきました。向こう半分、施設づくりを小休止するならば、この種の法人は無用だと言いつつ出てきて、物議が醸し出され、それが沸騰しました。

冷静に、いくつかの反論のもと、むしろ、これからのほうが、さらに必要、欠くべからざるものがあるとして、社会福祉法人を精査改めその指針が示されてきたと思つたのです。

社会福祉法人の現状と課題は、地域が必要とされる取組みを実施してきましたが、可視化し、情報発信する

ことが十分ではなかったこと。ニーズに気づいても一つの施設だけでは対応が困難で取り組めないこともありました。NPOや企業も地域に貢献している中、社会福祉法人に求められる役割が変わってきたのです。この三点で、社会福祉法人に求められている地域公益活動というのは、既存の制度では対応できないニーズへの対応ということ。そして、社会福祉法人の専門性あるいは資源を活かした取組みということに触れています。施設は施設だけに閉じこもり我が意を得たりと、自分だけいい子で施設一途という狭義な世界から脱却していく役割を担うべきということ。それが、社会福祉法人による取組みであったり、区市町村域で種別を超えたネットワーク化と連携による取組みであったり、地域を東京都全域として捉え取り組む姿勢を求めていくと受けとめています。私自身、考えてみれば、その辺の取組む態度はとうの昔からしていたと思つています。これからは、ある意味での閉鎖的な法人は広く門戸を開き、地域と融

合しあっていくことを主導しているのです。繰り返して社会福祉法人に求められているものは、経営組織のガバナンスの強化であり、事業運営の透明性の向上であり、財務規律の強化、そして今まで述べてきました地域における公益的な取組みを実施する責務に繋がるのです。

社会福祉法人について説明し長くなつてしまいました。行政がさし出がましく言うように聞こえますが、それぞれが、正しい福祉への取組みをしてしかるべきなのです。多くは税金が使われていて、国民みんなのお金が使われているからなのです。

少し話題を変えてみます。法人や学園の後援会あるいは支える会などに、「寄附くださいます方々、本当に、いつも、ありがとございませす。心から感謝しております。」

理事長としての私は、ひとりひとりに、自分の手でお礼状を書かせていただいております。印刷されたお礼状より、時には世間話を交えながら言葉の発信をいたします。皆様の温かい温もりを自分でつなぎとめながら、知り合いへの感謝です。時には礼状から逸脱することもあります。筆持つ手が震えるようになったら

終わりですが、あと二か月で八十三頑張っています。印刷だけのお礼状だと冷たい雰囲気を感じ、それこそ印象としては機械的過ぎて、そして、いかにも貰い慣れている感じが通り

抜けて行くのです。同じ仕事をしている友達の施設に送りますと折り返し印刷された文言の言葉を添えた領収証が送られてきます。

新しい年度になりますと、いつも思い出す事があります。ずっと昔、わたしが初めて施設長になった二十九歳、桐友学園に小さな子がたくさん入所してきました。児童施設ですが、年齢についての制限をしませんと言ったものですから五歳ぐらいの子が数人いました。ご両親、ご家族の方々、お別れの場面です。いざ、身内の方が見えなくなった途端、ひとりの子が気づいて大泣きが始まりました。小さな子といえども、その泣き声は凄いのでした。それに反応して何人もの大合唱です。誰も止めることが出来ません。想像してみてください。壮絶極まりない修羅場です。今もなお、あの場面は脳裡に焼き付いて離れません。施設がないから不幸、施設があるから不幸。そういう言葉を教えられました。障害がある、それだけで親子が離れて暮らす機会が早くして訪れる出来事の辛さ悲しさに溢れ、物陰で泣くご家族の涙もそれ以上でした。私には言葉がありませんでした。やがての日々、その子たちが昼寝の時間、寄り添ってきて眠りました。私もいつも傍にいき、昼寝の時間を過ぎて、さっそく寝るのは私で、いつも保母さんに叱られていました。遠い昔の話ですが、心優しい職員がいる風景を大事にしたいです。

新年度を迎えて

つるかわ学園施設長 丸山 文弘

四月十四日と十六日に、熊本県（及び周辺の地域）を震度七と震度六強という巨大な地震が二度に渡って襲いました。特に、二度目の地震が震度六強ではありましたが、マグニチュードが七・三と大きく、被害も格段に甚大だったようです。多くの亡くなられた方たちに、心からの哀悼の意を表すと共に、避難所生活を送られている方たちに何かをしなれば、という思いでいます。

東日本大震災の五年後に、この熊本大地震が発生しました。いづれにこのような大災害が襲ってくるか分らない、ということを教訓として、施設・法人の災害対策の強化を図りたいと思います。

さて話は変わりますが、つるかわ学園の生活棟が建設後二十年以上経過し、経年劣化により修繕しなければいけない箇所が大分出てきているというお話を、少し前に書かせていただきました。大規模な修繕には多額の費用がかかり、施設のみでの負担で実施するには少々荷が重いということで、補助金の申請を昨年度行いました。金額も大きかったので、難しいかなと思っていました。ところが、何とか補助金の申請を認めてもらうことができました。これから入札を行い、修繕を実施する会社を決定した上で、今年中には工事が終了する予

定でいます。また大規模修繕のご報告はさせていただくつもりでいます。

もう一つ。現在、つるかわ学園の平均年齢は四十三〜四歳というところですが、四十歳を超えたあたりから重度・高齢化が目立つようになりました。このような流れを受けて、昨年度末には、近隣の特別養護老人

グループホームのこれから

地域生活援助センターフクシア センター長 市川 嘉

地域生活援助センター「フクシア」が成瀬に拠点を構えたのが平成20年5月。それから早くも8年が経過しました。利用者・世話人・職員総勢では100名を超える規模となつています。

昨年東京都からは今後3年間で2000人のグループホーム利用を目指していると聞いています（過去の数年間で予想を超えるグループホーム利用者があり、今後も続くだろうし続いてほしいとの見方をしています）。

通勤寮からグループホーム利用を希望する人が毎年複数います。当然利用者数は膨らんでいき、同時に世話人さんあるいは生活支援員さん

ホームを経営する社会福祉法人の理事長に内部研修でお話しいただき、連携を強化するという確認をさせていただきました。しかし、重度・高齢化は私たちが考えるより先を進んでいます。どうしても、後手に回ってしまふことが多いようです。もっと先を読んだ行動が必要とされていくのです。

すし、すでに取得している人が支給停止といった事まで出てきています。当然センターとして行政に「異議申し立て」申請しますが、却下される現状が続いています。

ご本人・ご家族が、安心できるような環境づくりを心掛けなければいけないと思うと共に、実践していきたいと思えます。

また、グループホーム新規開設には消防設備（自動火災報知設備）も設置を義務付けられていることもあり多額の費用を要します。例えば権利金、敷金、礼金が発生しますし、共同で使用するもの（食器棚・テーブル・冷蔵庫等の電気製品等々）もそろえなくてはなりません（東京都から40〜60万円程度の補助金が出ます）。実際の例として昨年6名のグループホーム開設に要した費用は総額で400万円近くになりました。

採用していかねければなりません。しかし、現実を見れば成瀬周辺は土地代が高く、当然家賃も高いというのが現状です。グループホームに入寮するのはほとんどが通勤寮卒寮者です。その通勤寮の在籍期間が3年から2年に短縮され、民間移譲された通勤寮での諸経費も高騰し、利用者にとっては厳しい現実となっています。

このような現状を知ってか、東京都も消防設備については補助金制度を打ち出し、新規グループホーム開設促進にやっと重い腰を上げました（当法人も補助金制度の協議書を提出しています）。

当然在寮期間が短くなれば貯金額にも影響を及ぼします。以前と比べ卒寮時の貯金額は大幅に減少しています。給料面でもほとんど上がっており「この先どうなるのか？」との不安がよぎります。また、障害基礎年金取得も年々厳しくなっています。

一方、今後もグループホーム開設は進めて行かなくてはなりません。利用者の収支状況から見ると、成瀬地区のような高家賃での居住は考え直さなくてはなりません。駅から徒歩5〜10分ではなく、駅からバスで10〜15分、停留所から徒歩5〜10分程度であれば家賃もかなり低いはず。これからのグループホーム利用希望者には、若干不便ではありますが出来るだけ経費の掛からないような配慮をしつつ、新規グループホーム開設をおこなっていかなくてはならないと考えています。

「町田通勤寮」がスタートしました。

町田通勤寮長 三階 広明

いよいよ、民間移譲による、つるかわ学園「町田通勤寮」の運営が始まりました。制度の変更による補助金の削減もあり、これまで以上に「経営」を意識した施設運営となりますが、利用者の福祉の向上のため努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

利用者支援の面では、昨年度より「標準利用期間」（原則二年間）の適用が厳格になり、支援計画もこの利用期間を見据えたものになります。特別支援学校高等部卒業と同時に通勤寮に入った利用者にとつては、生活を支えていくうえで大切な障害基礎年金の受給が決まる前に通勤寮を出ていくケースも生まれることになり大きな不安が残ります。地域の支援機関とともに地域生活を支える支援に取り組んでまいります。

また、これまでニーズに添えることができなかった都外隣接地域からの利用や、発達障害（精神障害者手帳の交付を受けている）の方の利用について検討してまいります。

さて、通勤寮の様子です。毎年のことですが、年度最初の行事として

オリエンテーション＆バーベキューが四月三日に行われました。

これは、三月から四月にかけて新規に入寮した方を対象として、地域生活を見通した通勤寮での生活についての説明が中心ですが、在籍している方にも改めてそれぞれの目標を再確認する場として行っているものです。「一人暮らし」を希望しているも、そのイメージはまちまちです。これをきっかけに一人ひとりが具体的な目標としての「地域生活」を再確認してほしいと思います。



後半はバーベキューです。利用者も職員が、それぞれ分担をして調理されたおいしい夕飯が出来上がりしました。当初はなかなか輪の中に入れなかった新規の利用者の方も、途中からは和やかな雰囲気になれ込んで楽しんでいました様子でした。



障がい者雇用の近況

町田市障がい者就労・生活支援センターりんく
つるかわ学園職業準備支援センター 管理者

滝島 弘之

障害者雇用促進法改正（平成28年4月施行）に基づく、事業主の障がい者に対する「差別禁止」と「合理的配慮の提供義務」は、障がい者を雇用する企業だけでなく、就労支援機関にも新たな課題を投げかけています。

この10年、民間企業の実雇用率は平成17年度の1・49%から平成27年度は1・88%へ上昇しましたが、しかし一方で、早期離職や、定着の問題など、さまざまな課題が指摘されています。

そのような状況の中、障害者雇用促進法における「差別禁止」と「合理的配慮の提供義務」という2つの



視点で、障がい者雇用の「質」について考える機会が与えられた意義は大きく、今後一層、就労支援機関には、障がいのある人が働きやすい職場環境を調整する役割が求められると思います。

法律の改正が行われたとしても、就労支援機関にとつては、これまでどおり、障がいのある人の働きやすい職場づくりを継続していくことが基本であることに変わりはないと思います。

今後も公共職業安定所や事業主団体等との連携を図りながら就労支援業務に取り組んでいきたいと思っております。

障害者差別解消法の施行

合理的配慮は合意を目指す取り組み

つるかわ学園相談支援センターこころ 管理者 加藤 真優



平成28年4月1日、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。この法律は、①障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはならないこと②社会的な障壁を取り扱うための合理的な配慮をすること③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定めています。

この法律が禁止する差別は大きく分けると2つあります。1つ目は、不当な差別的取り扱いです。これは、「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして区別や排除、制限をすることや、車椅子や補装具、盲導犬、介助者など障害に関連することを理由

にして区別や排除、制限をすることなどが含まれます。2つ目は、障害のある人と障害のない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することといった、合理的配慮を行うことです。これは、時間や順番・ルールの変更、設備や施設などの形の変更、補助器具やサービスの提供などが含まれます。

障害者差別解消法について一緒に考える機会を持ったグループホームの利用者の方は「特別扱いされるのは嫌。出来ることは自分でやれるようにした方がいい。」「出来るところは出来るは出来て、出来ないところはお願いする感じ。」「障害があるから頑張れないのではなく、皆の力をも

らったら頑張れる。」と仰っています。配慮事項は、個人のニーズと事業者の状況・負担・度合いにより変化し、個別性の伴うものであるため、オーダーメイドで考える必要があります。これを実現するためには、対話の上で障害のある方のニーズと資源を調整し、合理的な着地点、いわゆる合意を目指す取り組みが必要であると考えます。相談支援事業者として、更なる調整能力が求められることを実感しています。

つるかわ学園を支える会のご案内

「支える会」について

国家的財政困難と世情不安定の中にあつて、施設も苦しい状況に置かれています。私達は私達なりに苦しさの中にあつても福祉を支える者として努力を惜しまず頑張っています。今一歩の力の支えをこうした形で求めるのは本当に心苦しいのですが、市民の皆様の小さな善意はやがて大きな力を生む礎となる事をお約束します。

どうか「つるかわ学園」を支える会にご入会し力を添えてくださいますようお願い申し上げます。

会費

「つるかわ学園を支える会」の会費は、一口年額三千円ですが、ひとりで何口か入っていただくことを歓迎、お願いしております。

会員の方々には、毎年三回発行するつるかわ学園の機関誌「つるかわ」をお送りし、学園の様子を続けてご報告するとともに、この人達の幸せを願う者同志としての親交を深めます。

入会方法

入会してくださる方は、振込用紙を学園にご請求下さい。

振替口座番号

〇〇一〇一七一九四〇二九

加入者

社会福祉法人 つるかわ学園

つるかわ学園ホームページ

日常のようす、行事のお知らせ等がご覧になれます

アドレスはこちら!!
HP : tsurukawa-gakuen.com

